

プラチナ・サポート・ショップ情報システム構築・運用業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

プラチナ・サポート・ショップ情報システム構築・運用業務

2 委託業務の目的

民間事業者と連携した高齢者応援の気運を醸成し、多様な主体による生活サポートの体制を整備することで、高齢者の生活支援及び介護予防を推進する。

そのために、店舗のサービス情報を地図等で見える化するシステム（以下、「システム」という。）を構築することにより、高齢者本人やその家族、ケアマネジャーなどによる活用を促進し、サービスと高齢者のマッチングを図る。

また、県、民間事業者、市町村等の関係者間で情報を共有できる体制を構築し、連携の強化を図る。

3 委託の期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) システムの構築

- ・システムの安定性、構築期間の短縮、コストパフォーマンス等を考慮し、サーバー機器などのハードウェア等を必要としない後述の「(2) プラチナ・サポート・ショップ情報システム機能要件」を満たすシステムをクラウドサービスとして提供すること。
- ・県が提供する店舗のサービス情報の基礎データをリソースとして、システムの設計にあわせて分類やエリア設定、データ項目などを本県と調整の上、設定し、データをシステムへインポートすること。
- ・本システムの住民向けページの運用開始の期日は、令和3年1月中とする。なお、運用開始期日に間に合わない場合は、県と協議の上、承諾を得た上で、変更することができる。

(2) プラチナ・サポート・ショップ情報システム機能要件

- ・ログインが必要な「関係者向けページ」と誰でも自由にアクセスができる「県民向けページ」の2層構造の店舗のサービス情報システムを構築すること。

- ・「関係者向けページ」では、個別にログイン ID を付与された関係者が、「県民向けページ」において非公開の店舗のサービス情報も含めて、全てのデータと項目（管理者権限のみが閲覧できる「非公開項目」を除く）の閲覧・検索ができること。また、以下のア～クの機能を利用できること。
- ・「県民向けページ」では、ログインすることなく、誰もが自由に本県のホームページなどからアクセスができ、本県が公開指定した店舗のサービス情報の情報のうち、「基本項目」の閲覧・検索ができること。また、以下のオ～クの一部の機能を利用できること。
- ・「関係者向けページ」と「県民向けページ」のサービス分類、エリア項目は連動していること。

ア ユーザー管理機能

- ・ログイン ID とパスワードによりシステムへのログイン認証ができること。
- ・ログイン ID については原則として、メールアドレスで登録ができること。
- ・システム全体の権限を持つメイン管理者権限を設定できること。
- ・メイン管理者権限にて、ログイン ID の発行ができること。
- ・メイン管理者権限にて、発行したアカウントの最終ログイン日時とログイン回数を確認できること。
- ・ログイン ID を組織（部・課・係・機関等）に割り当てることを想定して、同じログイン ID を複数名で使用し、同時にログインできること。
- ・パスワードは 8 文字以上の半角英数字で設定できること。
- ・本システムは庁内外の関係者にログイン ID を付与するため、メイン管理者権限にて、全ログイン ID の権限を設定・変更ができることとし、各権限において個別に情報の登録・更新・削除・参照等の制御ができること。

イ データ管理機能

- ・メイン管理者権限にて、エリア項目の設定・編集ができ、エリアは 2 階層以上で設定が可能なこと。
- ・メイン管理者権限にて、データを分類するサービス分類のカテゴリ設定・編集ができ、サービス分類は 2 階層以上で設定が可能なこと。
- ・メイン管理者権限にて、各データに関する基本入力項目の設定・編集ができること。また、項目ごとに「県民向けページ」への公開可否についての指定ができること。
- ・メイン管理者権限にて、各データに関する追加入力項目の設定・編集が可能なこと。また、項目ごとに「県民向けページ」への公開可否についての指定

ができること。

ウ データ入出力機能

- ・ 検索結果の該当データの全項目内容について、拡張子「.xlsx」のリスト形式でエクスポートが可能なこと。
- ・ 拡張子「.xlsx」でのインポートにより、複数データの一括新規登録が可能なこと。
- ・ エクスポートした拡張子「.xlsx」のファイルを修正し、インポートすることで、上書き更新が可能なこと。

エ 店舗のサービス情報登録機能

- ・ ログイン ID を付与された利用者は店舗のサービス情報の新規登録が可能なこと。
- ・ 1つの店舗のサービス情報に関する情報を1レコードとし、レコードごとに、（名称、所在地、連絡先などの）基本入力項目・追加入力項目・個別非公開項目の登録ができること。
- ・ 登録した各店舗のサービス情報に対して、拡張子「.jpg」「.jpeg」「.gif」「.bmp」「.png」の形式で作成した画像ファイルを複数個添付ができること。
- ・ 登録した店舗のサービス情報に対して、拡張子「.pdf」「.ppt」「.pptx」「.doc」「.docx」「.xlsx」「.xls」の形式で作成したファイルを複数個添付ができること。
- ・ 登録した店舗のサービス情報に添付されたファイルはダウンロードができること。
- ・ 登録した店舗のサービス情報には URL 情報を登録することで、リンク貼り付けができること。
- ・ 登録した店舗のサービス情報の所在地は、GIS 上の位置情報として入力・管理できること。なお、所在地を入力することで GIS 上の位置情報に自動変換ができ、地図上に表示が可能なこと。

オ 店舗のサービス情報検索機能

- ・ 郵便番号あるいは所在地から距離指定を行い、その圏域内にある店舗のサービス情報を検索できること。
- ・ あらかじめメイン管理者権限にて設定した「エリア項目」の内容による抽出ができること。
- ・ あらかじめメイン管理者権限にて設定した「サービス分類項目」の内容による抽出ができること。
- ・ あらかじめメイン管理者権限にて設定した追加入力項目の「選択式追加項目」

の回答選択肢による抽出ができること。

- ・情報の検索時には複数の「サービス分類項目」が指定できること。複数指定する場合は、「OR 形式」か「AND 形式」を自由に都度、選択ができること。
- ・テキスト形式で入力された項目内容に該当するデータを抽出するキーワード検索ができること。
- ・店舗のサービス情報検索機能について、利用者の多様なニーズに対応するために、1つの検索画面で検索条件を自由に組み合わせて、必要な情報に対するアクセスが簡易的にできること。

カ 店舗のサービス情報一覧表示機能

- ・店舗のサービス情報をリスト形式で表示すること。なお、全件表示だけでなく、店舗のサービス情報検索機能で抽出した店舗のサービス情報だけの一覧表示ができるものとする。
- ・リスト表示では、各店舗のサービス情報の名称、電話番号、所在地、サービス分類を少なくとも表示すること。
- ・（関係者向けページのみ）リスト表示画面において自らの権限で更新可能なデータを即座に抽出できること。
- ・リスト表示画面では、ワンクリックでマップ表示画面に変更ができること。
- ・マップ上で表示するピンアイコンについてはサービス分類ごとに表示色の変更ができること。
- ・マップ上に表示されたピンアイコンをクリックすることで、該当する店舗のサービス情報の個別表示画面に遷移ができること。
- ・（関係者向けページのみ）マップ表示画面（地図上の位置表示を含む）の印刷ができ、マップ表示画面の印刷レイアウトにもリスト形式の一覧がマップと共に印刷されること。
- ・マップ表示の地図機能については外部 API（GoogleMaps など）を利用すること。利用に係る費用については受託者にて負担すること。

キ 店舗のサービス情報個別表示機能

- ・店舗のサービス情報（地図上の位置表示を含む）については、1レコードにつき1画面で表示できること。
- ・関係者向けページにおいては、情報の編集及び削除などができること。

ク その他の機能

- ・店舗情報に関するコメント機能やグループ連絡機能など関係者間で情報共有するための機能を設けること。
- ・お知らせ機能を設け、本県からの案内事項やサイト運営に関する案内などを

発信できること。

5 運用サポート業務

- ・利用者から操作の不明点などについて、運用開始とともに連絡受付・回答が可能な運用サポートセンターを設置して対応するとともに、連絡・対応内容について県へ必要に応じて報告すること。

6 セキュリティ

- ・ウイルス対策を行い、常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。
- ・ソフトウェアは、セキュリティホール等に対する最新の対策を行うこと。
- ・TLS プロトコルのバージョンは最新であること。
- ・各フォームは SSL 暗号通信に対応させ、証明書は信頼できる第三者発行のものを用いること。
- ・異常または障害の発生が確認された際には、直ちに県に連絡すること。また、発生原因を速やかに調査し、報告すること。

7 システム保守・運用体制

- ・サーバー・ネットワーク機器は冗長化を図ること。
- ・入力フォームや認証が必要とされるページでは、暗号化された通信（SSL 対応）が行われること。
- ・データベースは 1 日に 1 回のバックアップを取得し、不測の事態においてもバックアップした状態には復元可能であること。
- ・アプリケーションサーバーが二重化されていること。
- ・システムの不具合修正を継続的に行うこととし、軽微な変更（バージョンアップ）については運用保守の範囲内で対応すること。
- ・定期的なメンテナンス作業を実施する場合は、事前に県に通知したうえで、サイト運用を止めずに実施するか、夜間に行うこと。
- ・システムの不具合が生じた際、速やかに一時的な対応及び障害診断を行うこと。また、県へ速やかに状況を報告すること。
- ・サーバー障害及びセキュリティに関する問題が発生した場合、速やかに対応できるよう、サーバーの監視を 24 時間 365 日行うこと。

8 説明会の実施について

運用開始に当たっては、県や市町村などの関係者を対象とした説明会を 2 回実施

すること。受託者は、当該説明会に対応できる講師の派遣及び資料の作成を行うこと。

なお、会場の確保、研修資料の印刷は県が行うこととする。

9 店舗のサービス情報のサービス種類と件数について

本システムの構築に当たり、当初に登録の対象とする店舗のサービス情報は合計2,000件までとする。2,000件を超える場合は、県と別途協議する。

10 成果品

本業務の成果品として、運用開始の日までに以下を収めた電子媒体（USB、CD-ROMなど）及び紙媒体1部を納品すること。なお、受託者との協議により内容を変更する場合がある。

- ・システム構成概要（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）
- ・登録情報一覧（エクセル形式）
- ・県民向けマニュアル（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）
- ・関係者及び店舗のサービス情報向けマニュアル（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）
- ・本県向けマニュアル（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）
- ・関係者対象説明会資料（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）
- ・打合せ議事録（ワード形式）

11 成果物に関する権利の帰属

本件に使用するイラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

12 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。